総務省 規制の事前評価書 (第二種指定電気通信設備の指定の基準値の変更)

所管部局課室名: 総合通信基盤局 料金サービス課

電話:03-5253-5845

メールフト・レス: setsuzoku@ml. soumu. go. jp

評 価 年 月:平成24年2月13日

1 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び将来の問題点

第二種指定電気通信設備制度(以下「二種指定設備制度」という。)は、一定以上のシェアを有する電気通信事業者が、接続協議における交渉上の優位性を背景に接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を引き起こすおそれがあることにかんがみ、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する観点から非対称規制として設けられたものである。具体的には、業務区域における特定移動端末設備の占有率25%超を有する電気通信事業者に交渉上の優位性を認め、当該特定移動端末設備と接続される伝送路設備等を第二種指定電気通信設備(以下「二種指定設備」という。)として指定し、同設備を設置する電気通信事業者(以下「二種指定事業者」という。)に対し、接続約款の作成・届出・公表、接続会計の整理等の接続に関する規律を課している。

同制度については、情報通信審議会において、モバイル市場の環境の変化を踏まえ、現行の制度が、公正競争確保の観点から、今後も十分な役割を果たしていけるものか検証が行われ、平成23年12月20日に、「二種指定設備制度に係る規制の適用対象を見直し、拡大することが適当」との答申(情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(情通審第108号))が示されたところである。

答申においては、二種指定設備制度の制度創設時と比較して、MNO¹間における交渉上の優位性の関係性が変化し、優位な交渉力を持つ電気通信事業者であっても、現在の適用基準では二種指定事業者とはならない場合が存在し得ると考えられる旨指摘されるとともに、MVNO²の果たす役割の重要性が高まっているところ、周波数の有限希少性等により新規参入が困難なモバイル市場において競争を進展させる観点から、MVNOの事業環境を一層整備することが必要との認識の下、MNOとMVNOとの関係も踏まえた制度として位置付けることが適当とされた。これらを背景に、二種指定設備制度に係る規制の適用対象を見直し、拡大することが適当とされたところである。

¹ Mobile Network Operator の略。電気通信役務としての移動通信サービスを提供する電気通信事業を 営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設(開設された無線局に係る免許人等の 地位の承継を含む。)又は運用している者。

² Mobile Virtual Network Operator の略。MNO の提供する移動通信サービスを利用して、又は MNO と接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者。

なお、今般の制度見直しは、上記のとおりモバイル市場の環境変化を踏まえて行うものであり、現時点においては将来の問題点は特段想定されない。

(2) 規制の内容及び必要性

本件規制の内容は、第二種指定電気通信設備の指定の基準を特定移動端末設備 の占有率 10%に改正するものである。本件は二種指定事業者に対して新たな規律を課すものではない。

(3) 今回の措置に対する代替案の検討

今回の措置に対する代替案として、すべてのMNO を規制の適用対象とすることが考えられる。これは、我が国と同様に非対称規制を導入している欧州において採用されている「着信ボトルネック」の考え方。を背景にしたものである。しかしながら、「着信ボトルネック」の考え方を導入する場合には、個々の事業者のネットワークごとに市場(着信呼市場)を画定する考え方の適否について検討が必要になるとともに、我が国とEU では、そもそも市場画定の単位や市場支配力の認定方法等が異なるため、我が国の指定電気通信設備制度の体系との整合性を図ること等も必要と考えられ、「着信ボトルネック」の考え方に基づく規制を現時点で採用することは適当ではないと考えられる。今後、市場画定の単位等の考え方を含め、指定電気通信設備制度全般について見直しを行う必要が出てきた際に、更に検討を深めた上で、その導入の適否を判断することが適当と考えられる。よって、今回の改正案について代替案の評価は行わない。

2 分析対象期間

省令施行後、移動体事業者間の競争状況について注視するとともに、見直しの必要があると認めるまでの間を分析対象期間とする。

3 費用及び便益を推計する際の比較対象 (ベースライン)

費用と便益を推計する際の比較対象として、仮に今回の指定の基準値の引き下げを行わなかった場合を設定することとする。

4 規制の費用

(1)遵守費用

指定の基準を特定移動端末設備の占有率 10%超に改正することにより新たに二種 指定事業者となる事業者(以下「新規指定事業者」という。)が発生することが想定 される。新規指定事業者には、主に、接続約款の作成・届出・公表及び接続会計の

³ すべての携帯電話事業者は自らのネットワークの利用者に対する着信を独占しており、自らのネット ワークへの着信呼市場において市場支配力を有するという考え方。

整理・公表が義務として課され、これらの義務に伴う負担が発生する。届出や公表についての負担は僅少であると考えられるため、①接続約款の作成と②接続会計の整理について検討を行う。

① 接続約款の作成

まず、接続約款に定めるべき事項のうち接続料以外の事項については、新規指定 事業者は既存の二種指定事業者の接続約款等を参考として作成することが容易なた め、事務的負担は限定的である。

次に、接続料については、二種指定事業者は、「第二種電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(平成22年3月策定。以下「二種ガイドライン」という。)に示す考え方に沿って接続料を適切に算定することが求められているため、算定に係る新規指定事業者の事務負担は比較的重いと考えられる。しかしながら、同ガイドラインにおいて、(新規指定事業者を含む)「二種指定事業者以外の携帯電話事業者についても、検証可能性に留意した上でガイドラインを踏まえた積極的な対応を行うことが適当」とされており、新規指定事業者は、指定を受けていない現時点においても、既にガイドラインに示す考え方に沿った接続料の算定を行っていると考えられる。よって、追加的に発生する事務的負担は限定的である。

②接続会計の整理

接続会計の整理については、二種指定事業者は、第二種指定電気通信設備接続会計規則に基づき、①電気通信事業会計規則別表第二様式第一による貸借対照表、②同表様式第二による損益計算書、③第二種指定電気通信設備接続会計規則別表第一による個別注記表、④別表第二による移動電気通信役務収支表、⑤別表第三による接続会計報告書及び⑥当該移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類(以下「配賦整理書」という。)を作成しなければならない。また、⑤接続会計報告書及び⑥配賦整理書を総務大臣に提出するとともに、これらの書類の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。さらに、①貸借対照表、②損益計算書、③個別注記表及び④移動電気通信役務収支表については、会計監査人による証明を得なければならない。

①~⑥の財務諸表の作成等については、接続料の算定に伴って作成される書類であり、上述のとおり新規指定事業者は、指定を受けていない現時点においても、二種ガイドラインに示す考え方に沿った接続料の算定を行っていると考えられることから、追加的に発生する事務的負担は限定的である。①~③の財務諸表についての会計監査人による証明については、会社法監査等に付随した事務として処理されることが考えられること等の理由から、追加的に発生する費用は限定的である。

(2)行政費用

総務省は、二種指定事業者が届け出た接続料が適正に算定されているかについて 検証を行っている。検証に当たっては、第二種指定電気通信設備制度の運用に関す るガイドラインを踏まえて行うこととされている。二種指定事業者の対象が増加し た場合、検証に要する行政費用が追加的に発生すると考えられるが、同ガイドライン及び二種指定事業者における算定例等、ノウハウが蓄積されているところであり、 当該行政費用の負担は限定的である。

(3) その他の社会的費用 特段想定されるものはない。

5 規制の便益

MNO 間と MNO-MVNO 間の双方について、制度運用開始当時と比較して交渉上の優位性の関係性が変化しており、優位な交渉力を持つ電気通信事業者であっても、現在の適用基準では二種指定事業者の指定を受けない場合が存在し得ると考えられる。こうした状況に対応して指定の基準を特定移動端末設備の占有率 10%超に改正することで、モバイル市場における電気通信事業者間の交渉力の不均衡の問題に対応し、更なる公正競争環境の確保を通じて利用者利益の確保を図ることができる。

6 政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

3で検討したとおり、追加的な費用は生じるものの限定的であり、過度な負担が生じるものではない。他方、本件制度改正が行われることにより、モバイル市場における更なる公正競争環境が確保され、利用者利益の確保が図られる。

7 有識者の見解その他関連事項

前述のとおり、平成23年12月に情報通信審議会において答申(「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(情通審第108号))が取りまとめられたところであり、その内容を反映したものである。

8 レビューを行う時期又は条件

省令施行後、例えば、移動体事業者間の競争状況、通信分野における移動体通信の位置付け等、通信市場における競争環境について注視するとともに、当該市場環境の変化を踏まえ必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。